

分子ライフィノベーション棟透過電子顕微鏡施設利用規則

教授会制定：平成29年1月18日

(趣旨)

第1条 この規則は、分子ライフィノベーション棟透過電子顕微鏡施設（以下「施設」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものである。

(施設の範囲)

第2条 施設の範囲は以下とする。

(1) 分子構造イメージング TEM システム（日本電子製 JEM-ARM200F）

(2) 上記に付属される機器

(3) 分子ライフィノベーション棟地階 B101 室に付属される設備

(利用用途の範囲)

第3条 施設は、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に利用することができる。

(1) 利用が、科学技術あるいは産業技術の発展を目的とすること

(2) 利用が、営利を直接目的とするものではないこと

(3) 利用が、本学の研究業務遂行上重大な妨げとなるおそれがないこと

(4) その他理学系研究科長（以下「研究科長」という。）が特に適当と認めるとき

(利用者の条件)

第4条 利用者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 分子ライフィノベーション棟で活動する研究プロジェクトの研究員

(2) 東京大学の教職員および学生

(3) その他研究科長が認めた者

(利用の申請手続き)

第5条 施設を利用しようとする者は、別に定める申請書を研究科長に提出しなければならない。

2 本施設の利用を希望する者は、施設管理者が指定する講習会等を受講するものとする。

3 講習会等を受講には、所定の受講料を支払うものとする。

(利用の承認)

第6条 研究科長は、前条の規定による申請が適当であると認めた時は承認するものとする。

(変更の届出)

第7条 前条の規定により承認された者（以下「利用者」という。）は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその変更事項を研究科長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(利用許可の取消)

第8条 研究科長は、次の各号に該当する場合は利用者の利用許可を取り消すことができる。

(1) 管理上の事由が生じた場合

(2) 利用申請書に記載された事項が事実と反する場合

(3) 利用者が施設管理者の指示に従わない場合

(利用料)

第9条 施設の利用については有償とし、利用時間、研究協力形態等に応じて利用料を徴収する。利用料については、別に定めるものとする。ただし研究科長が特に認めた場合は徴収しないこととする。

(1) 学外利用者への料金の請求は原則として申請ごとに行う。

(2) 学内利用者への料金の請求は原則として四半期毎に行う。

(3) 支払期限までに料金が支払われない場合は、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、その未払額に年5%の割合で計算した延滞金を請求することがある。

(利用料の払い戻し)

第10条 納付された利用料の払い戻しはしない。ただし利用者の責によらない設備の故障により所期のデータが得られなかった場合、または天災等のやむを得ない事情によりデータが利用不能になった場合は、利用料の一部または全部を払い戻す。

(利用者の責務)

第11条 利用者は下記の事を厳守しなければならない。

(1) 施設管理者の指示に従わなければならない。

(2) 施設の利用を終了しまたは中止したときは、速やかにその旨を施設管理者に届け出なければならない。

(異常時の措置)

第12条 利用者は、施設の利用中その設備や機器に異常を認めるときは、直ちにその操作を中止するとともに施設管理者等の職員に連絡しなければならない。

2 利用者は、取得データに異常を認めるときは、速やかに職員等に連絡するものとする。

3 研究科長は、前項に規定する取得データの異常が設備あるいは機器によるものであると認めるときは、第13条2項に規定する経費を徴収しないものとする。

(事故補償)

第13条 施設は利用者の故意または過失により発生した事故による負傷等に対する補償は行わないものとする。

2 利用者の故意または過失によって、設備等の破損など施設に損害を与えた場合には、利用者およびその所属機関が連帯して弁償し、速やかに原状に復することとする。

(謝辞記載)

第14条 利用者が、論文などによりその成果を公表する場合には、設備を利用した旨の記載をしなければならない。

(知的財産の取り扱い)

第15条 利用者が共同研究における施設の利用に伴い発明等を得た場合には、速やかに理学系研究科に報告し、その取り扱いについて協議するものとする。

(秘密の取り扱い)

第16条 施設の利用に伴い秘密を保持する必要がある場合、または開示する必要がある場合は、その取り扱いについて事前に協議することとする。

(補足)

第17条 この規則に定めるもののほか、施設の利用に関し必要な事項は分子ライフサイエンス棟透過電子顕微鏡運営委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年1月18日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

別紙様式

分子ライフィノベーション棟透過電子顕微鏡施設 利用申請書

提出日 平成 年 月 日

利用責任者	所属： 職名： 氏名： 印 内線： E-mail：
共同利用者	所属： 職名： 氏名： 内線： E-mail：
事務担当者	所属： 職名： 氏名： 内線： E-mail：
利用設備	部屋番号： 機器名称： 利用目的：
利用期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
利用回数	<input type="checkbox"/> 初回利用 <input type="checkbox"/> 利用実績あり 初回利用の場合、講習の受講と受講料を支払います。 (<input type="checkbox"/> 同意)
利用料	研究科の定める利用料を支払います。 (<input type="checkbox"/> 同意) 予算科目： 執行部署： プロジェクトコード：
事故補償	故意または過失による事故に対する補償を求めません。 (<input type="checkbox"/> 同意) 故意または過失による施設の損害を弁償します。 (<input type="checkbox"/> 同意)
特記事項	
研究科長承認欄	承認日 平成 年 月 日 本申請書の施設利用を許可します。 印

分子ライフイノベーション棟透過電子顕微鏡運営委員会規則

教授会制定：平成29年1月18日

(目的)

第1条 この規則は、分子ライフイノベーション棟透過電子顕微鏡施設利用規則第9条及び第17条における分子ライフイノベーション棟透過電子顕微鏡運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 運営委員会は、理学系研究科長が指名する分子ライフイノベーション棟透過電子顕微鏡施設利用者若干名及び施設の運営に必要な者からなる運営委員で組織するものとし、運営委員長は運営委員の中から互選により選出する。

(任務)

第3条 運営委員会は、分子ライフイノベーション棟透過電子顕微鏡施設（以下「施設」という。）の利用に必要な事項に関して検討を行い、取りまとめるとともに、次に掲げる事項について審議及び連絡調整を行うものとする。

- (1) 施設の利用料に関する事項
- (2) 施設の利用者に関する事項
- (3) 施設の管理・運営に関する事項
- (4) そのほか運営委員から提案された事項

(補足)

第4条 この規則に定めるもののほか、施設の運営に必要な事項は、別に運営委員会で定めるものとする。

附 則

この規則は、平成29年1月18日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

分子ライフイノベーション棟透過電子顕微鏡施設利用料取扱細則

教授会制定：平成29年1月18日

(趣旨)

第1条 この細則は、透過電子顕微鏡利用者の利便性の向上及び管理運用に必要な経費の自立的な確保を目的として、分子ライフイノベーション棟（以下「イノベ棟」という。）に設置する透過電子顕微鏡施設の利用料に関し、必要な事項を定めるものである。

(共同利用施設及び利用料)

第2条 透過電子顕微鏡施設及びその利用料は、別表に定めるところによる。ただし、イノベ棟透過電子顕微鏡運営委員会（以下「運営委員会」という。）が必要と認めた者が利用する場合は、学内の者の利用料とする。

(利用料の決定方法)

第3条 前条に規定する利用料の決定又は変更に当たっては、運営委員会の承認を得て決定するものとする。特別の事情により運営委員会が認める場合は、個別に利用料を決定することができるものとする。

(利用料の徴収)

第4条 利用料は、本学が発行する請求書により徴収することとする。ただし、学内の利用者については、予算の移し替え又は経費の振替により徴収することができるものとする。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、利用料の取り扱いに関し必要な事項は、運営委員会で定める。

附 則

この細則は、平成29年1月18日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

別表 透過電子顕微鏡（TEM）施設及びその利用料

利用施設	機器名称	初回 講習料	単価 (学内)	単価 (学外)	設置場所
分子構造イメージング TEMシステム	JEM-ARM200F	20,000円 /日	84,000円 /日	200,000円 /日	分子ライフイノベーション棟地階B101室